

足利市議会議員の政治倫理に関する条例の改正について

次のとおり改正する。

令和4年11月25日提出

提出者	足利市議会議員	藤	本	秀	樹
同	同	鳥	井	康	子
同	同	中	島	真	弓
同	同	鶴	貝	大	祐
同	同	末	吉	利	啓
同	同	須	田	瑞	穂
同	同	大	谷	弥	生
同	同	杉	田		光
同	同	金	子	裕	美
同	同	小	林	貴	浩
同	同	横	山	育	男
同	同	吉	田	晴	信
同	同	富	永	悦	子
同	同	大須賀		幸	雄
同	同	斎藤	昌		之
同	同	栗原			収
同	同	萩原	久		雄
同	同	柳		収	一郎
同	同	渡	辺		悟
同	同	尾関	栄		子
同	同	黒川	貫		男
同	同	中山	富		夫
同	同	西田	智		男
同	同	平塚			茂

足利市議会議員の政治倫理に関する条例の一部を改正する条例

足利市議会議員の政治倫理に関する条例（平成14年足利市条例第41号）の一部を次のように改正する。

第3条に次の1号を加える。

- (6) 他者へのハラスメント行為、誹謗中傷その他の人権侵害のおそれのある行為をしないこと。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

足利市議会議員の政治倫理に関する条例の改正について

1 改正の理由

各種ハラスメントがもたらす弊害が社会問題として取り上げられ、ハラスメントの防止が社会的な課題となっていることに伴い、本市議会としてハラスメントの防止を図るため、条例を改正するものである。

2 議決の根拠

地方自治法 第96条（議決事件）

3 参照事項

○ 地方自治法 第14条（条例の制定及び罰則）

第112条（議員の議案提出権）

○ 足利市議会会議規則 第14条（議案の提出）

4 新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>（政治倫理基準） 第3条 議員は、政治資金規正法（昭和23年法律第194号）、公職選挙法（昭和25年法律第100号）、公職にある者等のあつせん行為による利得等の処罰に関する法律（平成12年法律第130号）等の公職にある者に対して適用される法律その他の関係法令ほか、次に掲げる政治倫理基準（以下「政治倫理基準」という。）を遵守しなければならない。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p><u>(6) 他者へのハラスメント行為、誹謗中傷その他の人権侵害のおそれのある行為をしないこと。</u></p>	<p>（政治倫理基準） 第3条 議員は、政治資金規正法（昭和23年法律第194号）、公職選挙法（昭和25年法律第100号）、公職にある者等のあつせん行為による利得等の処罰に関する法律（平成12年法律第130号）等の公職にある者に対して適用される法律その他の関係法令ほか、次に掲げる政治倫理基準（以下「政治倫理基準」という。）を遵守しなければならない。</p> <p>(1)～(5) (略)</p>